

富士宮市内における地下水採取の取り扱い(市条例、県条例新設揚水設備)

配布用

H29. 8. 1作成

県条例エリア		エリア4、7	エリア3、8	エリア6	県条例指定地域以外	届出提出
県条例 (新設揚水設備)	ポンプの吐出口 断面積(口径)	14cm ² (直径約42mm) 超 15cm ² (直径約43mm) 以下	14cm ² (直径約42mm) 超 37cm ² (直径約68mm) 以下	14cm ² (直径約42mm) 超 52cm ² (直径約81mm) 以下		着工60 日前まで に市町 に提出 (ただし、 短縮の 場合あ り。)
	取水基準	216m ³ ／日(0.15m ³ ／分) 以下	576m ³ ／日(0.40m ³ ／分) 以下	936m ³ ／日(0.65m ³ ／分) 以下		
	隣接する揚水 設備間の距離	100m 以上	(1)吐出口断面積37cm ² 以下：150m 以上	(1)吐出口断面積52cm ² 以下：300m 以上		
			(2)吐出口断面積22cm ² 以下：100m 以上	(2)吐出口断面積37cm ² 以下：200m 以上 (3)吐出口断面積22cm ² 以下：100m 以上		
		※やむを得ず距離が保てない場合は同意書を添付する。自己所有の揚水設備間では必ず距離を保つ。				
市条例	ポンプの吐出口 断面積(口径)		3cm ² (直径約19mm) 以上 14cm ² (直径約42mm) 以下		3cm ² (直径約19mm) 以上 (上限なし)	着工30 日前まで に提出
	取水基準		216m ³ ／日(0.15m ³ ／分) 以下		取水基準なし	
	隣接する揚水 設備間の距離		100m 以上			
		※やむを得ず距離が保てない場合は同意書を添付する。自己所有の揚水設備間では必ず距離を保つ。				

(1)「市条例」:富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例

(2)「県条例」:静岡県地下水の採取に関する条例

(3)「新設揚水設備」:県条例によりその区域が規制地域又は適正化地域となった日(S53.2.1)以後に設置された揚水設備

(4)市条例については、老朽化のため廃止する揚水設備の代替として掘削する場合も、全て新設設備としての届出及び取水となる。

(5)上表は揚水設備1あたりの基準を示したものである。

(6)揚水設備を複数設置する場合は、設備の数に制限はないが、地下水採取の理由、複数設置の必要性が明確であること。

(7)市・県条例対象の地下水は、動力を用いて採取する地下水のことで、温泉法第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。 ※市条例第17条第1項、県条例第2条第3項

(8)手動式ポンプ使用及び自噴による地下水採取については、市・県条例対象外で、届出不要かつ取水基準なし。